

政令第 号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項及び第四十五条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改める。

二 使用その他の取扱いについて、次に掲げる法律及びこれらに基づく命令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして原子力規制委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するもの

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

ロ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）

ハ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十

五号)

二 獣医療法（平成四年法律第四十六号）

第一条第三号から第五号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和六年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

放射線障害の防止に関する規制の合理化を図るため、放射性同位元素等の規制に関する法律の規定の適用を受けない放射性同位元素の範囲を変更する必要があるからである。